

部長	課長	主幹	班員

第4回 南魚沼市子ども・子育て会議 議事録

日時 平成26年12月2日 13:30から

場所 南魚沼市役所2階 大会議室

参加 委員13名（欠席：斎藤、原澤、中井）
事務局10名（子育て支援課、学校教育課、子ども・若者育成支援センター）

議事

- (1) ニーズ調査結果と量の見込みについて(資料1、1-1、1-2、1-3、1-4)
- (2) 教育・保育提供区域の設定について(資料2)
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案(資料3)
- (4) 保育の必要量及び期間の認定基準案について(資料4)
- (5) 継続入園の経過措置、延長保育料、土曜保育料について(資料5)
- (6) 一時預かり（幼稚園型）の対応について(資料6)

議事第1 開会（高橋会長）13:30～

・本日は欠席が3名で、1名が遅れて参加となっています。

議事第2 ニーズ調査結果と量の見込みについて

(1) ニーズ調査のクロス集計結果（児玉）

- ・クロス集計について「地域ごと」「年齢ごと」の傾向をまとめたが、地域による差はあまりない結果となった。
- ・地域子育て支援拠点事業については利用対象児童の拡充を含めて検討する必要があると思われる。

(2) 量の見込みの算出方法について（牛木主幹）

- ・資料1-2のp.4(4)のニーズ量全体は264に訂正。小数点以下の計算によって各項目との合計数と数字が違う場合がある。

(3) 量の見込みの推計結果について（牛木主幹）

- ・現在の利用実績と離れているものについては検討が必要。
- ・延長保育児童数については実利用人数を把握していないので、この数値を利用するかは検討が必要。

- ・地域子育て支援拠点事業の利用ニーズが実際の利用数と違うのは、現在は対象外となっている子どもの利用ニーズがあるためと思われる。

(4) 自由記述欄のまとめについて（児玉）

- ・適切ではない表現があれば事務局に申出て欲しい。委員による確認が終了し次第、ウェブサイト等に掲載させてもらう。

問1 この自由記述に載っている意見の今後の扱いはどのようになっていくのか。

答1 具体的にどうするという事は現段階では申し上げられないが、関係かに周知し、「出来る事」「出来ない事」の取捨選択をしなければいけない。その上で市が（単独で）出来るモノについては出来るだけ早く改善していきたい。国や県の仕組みについても声を上げていく。

議事第3 教育・保育提供区域の設定について（牛木主幹）

◎「全ての事業の区域を、市全体で1区と設定する」という事務局案を承認

議事第4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

（高橋主幹）

◎市独自の基準として「No.19 経過措置」を追加する事務局案を承認

問2 静養室が狭い施設があるため、そこも含めて整備をしてもらいたい。

答2 静養室の整備も含めて既存施設の見直しをする。

議事第5 保育の必要量及び期間の認定基準案について（牛木主幹）

- ・平成27年度に限り「現在入園している児童」について就労時間が64時間に満たなくても継続して利用できる経過措置を設けたい。

◎経過措置を設けることとし、その期間については次回検討することで承認

問3 経過措置の場合、働いていない親も継続に含むのか。

答3 就労の必要性が曖昧だったところもあるので、即辞めさせるわけにはいかないと国で経過措置を認めているので、1年間に限り経過措置を設けようと考えている。現在3歳児は5歳児の時に適用にならないということになる。兄弟で認定がわかる場合もある。

問4 2号認定の上の子と1号認定の下の子を合わせるために上の子も1

号認定で申請することは可能か。

答 4 保護者の希望があれば可能。ただし、1号認定を2号認定にすることはできない。

問 5 こども園としては事務が煩雑になる可能性がある。経過措置を設定するメリットは何か。

答 5 示しているものは事務局案なので、この会議でどうするかを決めてもらいたい。法律通りにやることが事務的には一番楽ではあると思われる。ただし、今までは基準が曖昧だったため入園を許可されていた人が即継続不可能ということに対する便宜を図る目的。

問 6 1年だけの経過措置だけではなく、「卒園するまで」という期間の方が良いのではないか。

答 6 「経過措置をしない」「1年の経過措置」「卒園するまでの経過措置」の3つの案があると思われるので、この委員会で検討してもらえればと思う。

意 1 元々幼稚園と保育園が分かれているこども園では今回の制度の方が簡単になる。私学費助成や監査の関係で3つの会計を持たなければいけないため、一体化できる。経過措置を使った場合に本来なら入れるはずの子どもが入れないと不公平感があるのではないか。ただし、当市の場合は一度に全て1号認定に持って行くことは難しいと思われる。保護者に1年間（就労するのか、入園しないのか）考えてもらう期間として必要ではないか。

問 7 3歳になった時点で毎月途中で認定が変わるということか。園の資料等については誕生日を迎えたら替えるということか。

答 7 認定は変わるが保育は変わらない。保育単価等、保育自体は4月時点を基準にして学年で考える。園の資料等に関してのやり方は国がまだ示していないのではっきりとは決めていない。

意 2 経過期間をどれくらいにするかは議論を深めてからでもよいのではないか。定員一杯の入所で入園調整が必要な場合に問題が出てくる可能性

がある。

問 8 制度自体が変わるという方向性の中で経過措置をあまり長くすると新しい制度へ移行しなくても良い風潮ができるので、最短が良いと思う。認可について曖昧だったものを厳格にやる方法の方が重要になってくると思われる。本来なら保育を必要としない人が長時間保育を利用することは（預けておけばいいという保護者を作るのは）良くない事だと思う。定員関わらず統一して実施すべき。

答 8 この会議で決めたことについては厳格に実施していく考え。

問 9 保育園でも1号認定ということはあるのか。

答 9 就労時間が満たないということであれば1号認定として保育園には入所できないという状態が出てくる。ただし、経過措置を設けた場合は1年間に限り入れることになる。

意 3 どのくらいの人が経過措置の対処になるのかという部分の人数を知らせて欲しい。

議事第6 継続入園の経過措置、延長・土曜保育について（牛木主幹）

- ・浦佐認定こども園の中時間保育経過措置について、対象人数が50～60人程度になる見込み
- ・資料5 p.1 ●土曜保育の下図下段の7:30～8:30は「(特別保育)無料」に訂正する。
- ・標準時間の人が希望して短時間への変更をする場合は、認定書にそれが出来る旨を記して、申請方式で行う。申請後に戻りたい場合は再度申請してもらう。

◎原則、市の提案で承認

問10 土曜日認定時間内ということは区別しないということか。その場合の給食（今までは弁当）の部分をどうするのか。土曜保育の実施時間は平日に習わなければいけないのか。

答10 平日と土曜日の区別はない。給食については検討中だが、実費徴収に関しては可能。時間帯については利用者がいない場合は閉所しても差支え

ないが、利用者の希望に最大限沿う形で開所してもらいたい。平日と違う開所時間でも構わない。給食に関しては現行通りを考えている。
⇒延長保育促進事業補助金に関しては土曜日も延長時間まで開所しなくても問題ないと県担当に確認（12/5）

問11 利用時間に反した場合はどうなるのか。休みなのに預ける場合等の考え方は如何に。

答11 解釈としては施設ごとに標準時間を決めて、個人の利用の判断は入らない。個人に合わせて特別保育時間、延長保育時間を動かすことはしない。保育認定時間（8h～11h）のうち、保育に欠ける時間だけが保育施設を使えるということなので平日休みであれば休んでもらうということになるが、そこまで厳格に適用しないこととしたい。

意 4 市で実施する保育においては単純に時間を超えれば有料で、保育所を開けるということしか言えないのではないか。休日に預けるか否かは保護者の判断で良いのではないか。子どもがいない間に雑用をこなしたいという人もいると思う。

意 5 子どもにとっては親といることが幸せであるから、親の都合の保育ではなく、子どもとの時間を大切にしてもらおうようにしていかなければと思っている。

問12 保育時間の変更の申し込みは月単位か。

答12 保護者の申請がある場合は年度内で変わることが予想されるので、月単位で適用する。

議事第7 一時預かり（幼稚園型）の対応について（牛木主幹）

・幼稚園の延長保育について、内閣府の資料に沿って実施し、平成27年度は現行通りの「私学助成」とし、平成28年度より市町村からの「一時預かり事業」の受託の形で実施したい。

◎1年間現行通りとする市の案を承認

意 6 単価が厚労省から示されたが基本となる数字が固まっていない中で決めていくのは良くないと思う。保護者に説明が出来ないので、時間をい

ただきたいことと、市の財政負担が1年間はないということもある。

議事第8 その他（牛木主幹）

- ・ 次回の会議では「経過措置」と「量の見込みと確保策」について提示
- ・ 期日についてはまた後日お知らせする。

議事第9 閉会（高橋会長） 16：08